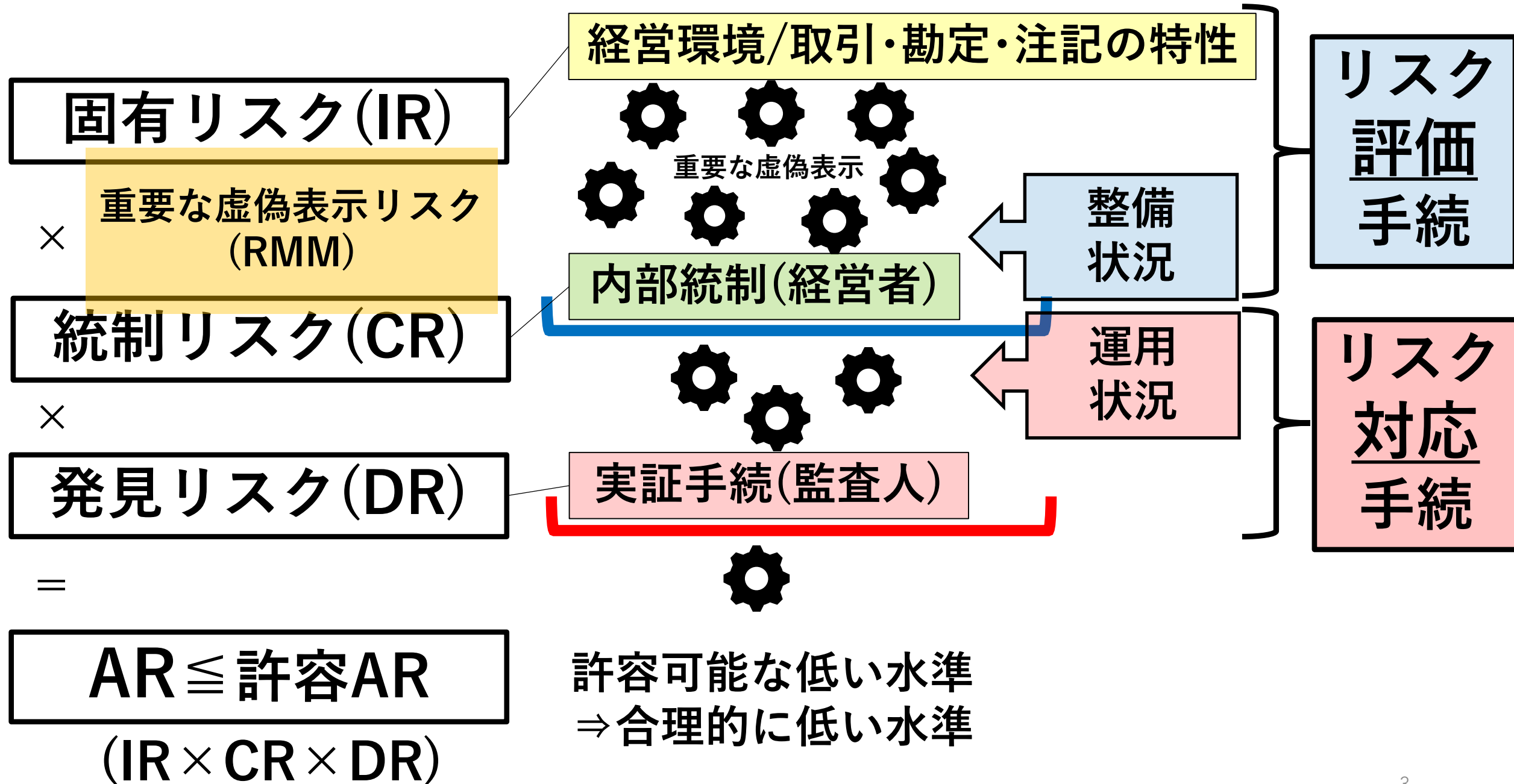




監査リスク	監査失敗の可能性	重要な虚偽表示の看過→ 誤った意見形成の可能性	200A31～ A32
固有リスク	内部統制考慮外のそもそもの 虚偽表示の発生可能性	経営環境、取引・勘定・注記 の特性	200A37
統制リスク	内部統制によって防止・発見・是正 されない可能性	内部統制の有効性	200A38
重要な虚偽表示 リスク	監査が実施されていない状態で、 財務諸表に重要な虚偽表示が 存在するリスク	固有リスク×統制リスク 原則結合評価。 ※区分評価も可能	200A33～ A39
発見リスク	重要な虚偽表示リスクの 非発見の可能性	監査人の実証手続の水準	200A41～ A43



<u>監査要点の例</u>	<u>DR低の例(詳細テストの強化)</u>	<u>DR高の例(分析の実証手続のみ)</u>
売掛金の実在性	得意先に対する確認、 入金チェック、 販売に係る証憑突合	売上高と売掛金の比率・回転期間 を推定値とした 分析の実証手続のみ
減価償却の期間配分の適切性	個別の償却資産ごとの再計算	平均耐用年数等を推定値とした 分析の実証手続のみ (オーバーオールテスト)
販売費の実在性・網羅性	実在性：元帳→証憑チェック 網羅性：証憑→元帳チェック	予算実績比率や売上比率を推定値 とした分析の実証手続のみ



内部統制を含む企業及び企業環境の理解
(リスクの高いところはどこか)

そのままでは高いリスクをどのように低くするか

リスク評価手続

リスク対応手続

内部統制(経営者) CR含む

実証手続(監査人) DR含む

固有
リスク

重要な
虚偽表示
リスク

監査
リスク

許容水準
監査
リスク

IR

$IR \times CR$

AR

$\leq$ 許容AR

手続	【リスク評価手続】 (内部統制を含む、企業及び企業環境の理解)			【リスク対応手続】	
				運用評価 手続	実証手続
					分析的 実証手続
対象とする リスクと要素	重要な虚偽表示リスク(RMM)				発見リスク (DR)
	固有リスク (IR)	統制リスク(CR)			
		内部統制の整備状況 (暫定的評価)		運用状況	
		デザイン	業務への 適用	有効性 評価	
実務指針	監基報315 「企業及び企業環境の理解を通じたRMMの識別と評価」				監基報330 「評価したリスクに対応する 監査人の手続」

事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ 平成17年改訂前文

- ①事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入
- ②「重要な虚偽表示リスク」の評価（結合リスク）
- ③F/S全体及びF/S項目の2つのレベルでの評価
- ④「特別な検討を必要とするリスク」への対応

リスク評価手続

内部統制含む企業及び企業環境の理解

識別

評価

重要な虚偽表示リスク

評価

アサーション
レベル
F/S

項目レベル

$IR \times CR$

F/S

全体レベル

運用評価
手続

実証
手続

リスク対応手続

反映

全般的な対応

- ・ 補助者の増員
- ・ 専門家の配置
- ・ 適切な監査時間の確保等



リスク評価手続	「内部統制を含む、 企業及び企業環境を理解」	<u>全体レベルと</u> アサーションレベル
リスク対応手続	「リスクに対応した <u>運用評価手続</u> 及び <u>実証手続</u> 」	アサーションレベル
運用評価手続	内部統制の有効性の裏付け調査	”想定”(リスク評価)どおりに 有効かどうか
実証手続	重要な虚偽表示リスクを 看過しないための手続	<u>詳細テストと</u> <u>分析的実証手続</u>

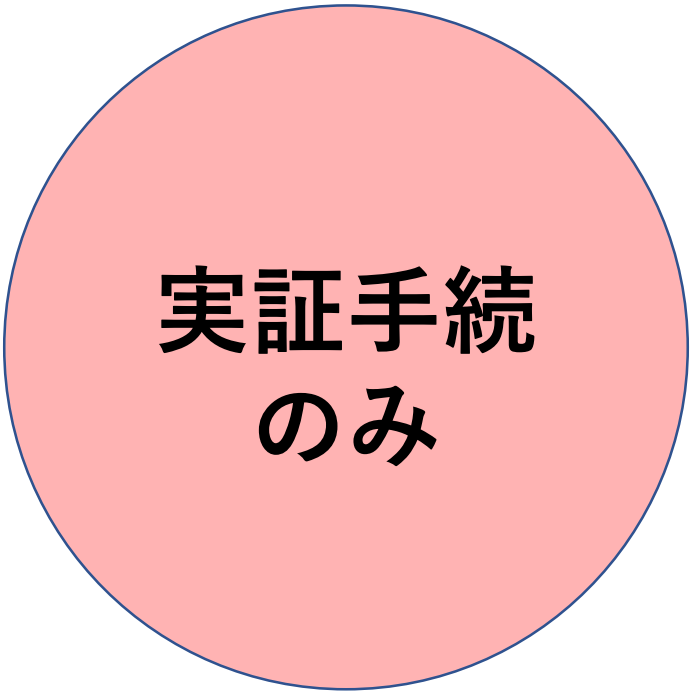
①例外



運用評価手続
のみ

p.81※3
重要な取引・勘定・注記
は実証手続必須

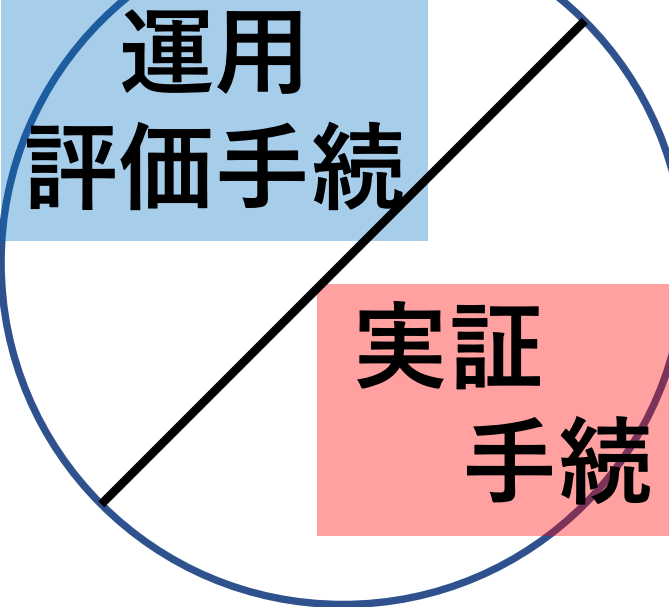
②例外



実証手続
のみ

p.77,82 実証手続のみでは
十分かつ適切な監査証拠
を入手できないリスクに注意

通常



①運用評価手続を実施する場合

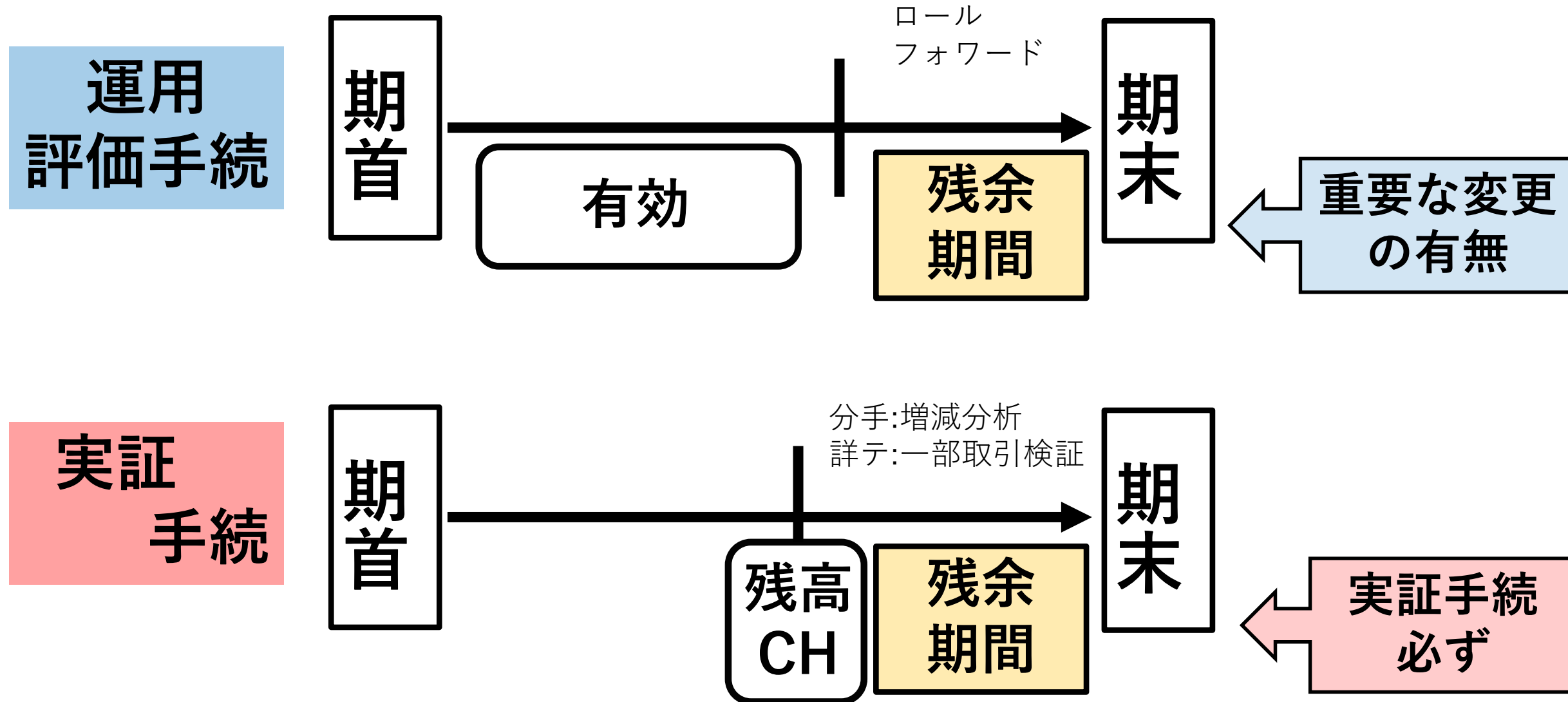
a)内部統制の有効性が想定される

= 実証手続の軽減：効率性

b)実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠が入手できない

cf.P77 高度に自動化された処理

= 内部統制に依拠せざるを得ない：有効性



【必ず】 特別な検討を必要とするリスクとなるもの

①不正リスク

②通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引

③経営者による内部統制の無効化リスク

※会計上の見積り、収益認識、特異な取引は、「必ず」特別な検討を必要とするリスクになるわけではない



テキスト	要求事項	表題	主な内容・注意点
p.88 (1)	540-7~8	<u>リスク評価手続とこれに関連する活動</u>	内部統制を含む、 企業及び企業環境の理解 →いかなる会計上の見積りが必要か？
p.89 (2)	540-9~10	重要な虚偽表示 <u>リスクの識別と評価</u>	見積りの不確実性の程度の評価 →不確実性が高い →特検リスクかどうか決定
p.89 (3)	540-11~13	評価した 重要な虚偽表示 <u>リスクへの対応</u>	① <u>経営者が行った見積りの方法の評価</u> ② <u>監査人の見積り</u> ③ <u>実績との比較等</u>
-	540-14~16	特別な検討を必要とするリスク に対応する実証手続	代替的な家庭を採用しなかった理由、 経営者が採用した 重要な仮定の合理性等の評価
p.90 (4)	540-17	会計上の見積りの合理性の評価 及び虚偽表示の判断	適用される財務報告の枠組みに 照らして合理的か、 虚偽表示があるかどうか評価
	540-18	会計上の見積りに関連する開示	開示の妥当性の評価



昭和25年	p.1	監査基準の設定
昭和31年	p.2	基準改訂。正規の財務諸表監査(S.32スタート)
平成14年	p.3	監査の目的の設定、リスクアプローチetc...
平成17年	p.13	事業上のリスク等を重視した～
平成21年	p.14	継続企業の前提に関する開示時上の判断
平成22年	p.16	報告基準の国際調和
平成25年	p.19	意見形成の適切性の確認方法の柔軟化
平成26年	p.20	特別目的のF/S・準拠性
平成30年	p.22	KAM
令和元年	p.25	限定付適正意見の根拠、守秘義務

監査基準	p.27
品質管理	p.35
不正対応	p.44

リスク・アプローチ
 平成3年 採用
 平成14年 明確化
 平成17年 事業のリスク